

科目名	債権各論Ⅰ	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			総合政策学部	□必修 ■選択	
			学部	□必修 □選択	
英文表記	Civil Law (Particular Claims and Obligations)Ⅰ	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年		
		開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中		
ふりがな	おにつか たかまさ	実務家教員担当科目	○	修得単位	2 単位
担当者名	鬼塚 隆政	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	人に対する権利である債権の発生原因とその内容を学び、各種法律系試験に合格する知識を修得する。				
到達目標	債権各論の内容を理解し、各概念について適切に説明することができる。				
授業概要	債権各論では、「人」に対する権利である債権の発生原因や法的性質等を学修します。 個別の債権発生原因として民法で定められている典型契約・事務管理・不当利得・不法行為等のうち、当講義では典型契約について、それぞれの性質、制度趣旨や実務上の問題点を踏まえて解説します。 基本テキストの内容を中心としつつ、銀行での経験をまじえながら、リアルなイメージを抱ける授業を行います。判例についても、授業において適宜とりあげます。				
授業計画					
第1回	ガイダンス				
第2回	契約の成立（申込・承諾）				
第3回	契約の効力（同時履行の抗弁）				
第4回	契約上の地位の移転、契約の解除				
第5回	定型約款				
第6回	贈与①（特殊性）				
第7回	贈与②（解除）				
第8回	売買・交換①（性質、手付）				
第9回	売買・交換②（売主の担保責任）				
第10回	消費貸借①（性質）				
第11回	消費貸借②（実際の運用、期限の利益喪失条項）				
第12回	使用貸借①（性質）				
第13回	使用貸借②（契約の終了）				
第14回	賃貸借①（性質）				
第15回	賃貸借②（不動産賃借権の物権化）				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	次回の授業範囲を予習（1. 5時間程度）し、大まかな内容を把握する。 講義の翌日に復習（1. 5時間程度）し、理解できていない部分については、次回の講義で質問する。 なお、随時確認テストを行います。				
履修条件 受講のルール	1年次の「民法総則ⅠⅡ」を履修済であることが望ましい。 「債権各論Ⅱ」を続けて履修することが望ましい。 適宜資料をポータルサイトで配布します。毎回ポータルサイトを確認してください。 レポートは、ワープロで作成のうえ指定の方法で指定期限までに提出されたもののみ受け付けます。手書き不可。				
テキスト	池田真朗「新標準講義 民法債権各論 第2版」慶應義塾大学出版会 六法は必須（「デイリー六法」（三省堂）等コンパクトなものでも可）				
参考文献・資料	青野博之他「新プリメール民法4 債権各論[第2版]法律文化社				

成績評価の方法	期末試験 50% レポート 40% 授業中の態度 10% 上記評価項目を基にして総合的に判断します。 出席確認時に不在だった場合及び無許可で途中退室した場合、原則としてその回は欠席とします。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。
オフィスアワー	講義の時間以外いつでも可 なお、常時国家試験等センターにいます。
成績評価基準	秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	銀行本部で融資・預金・経営に関する法務担当業務を経験しました。 本講義では、関連する部分で随時銀行での経験談もお話しし、リアルな講義を行います。
学生へのメッセージ	このシラバスを見て難しそうと思った諸君、文字でみるほど難しいものではありません。 ゲームやスポーツをするとき、まずルールを覚えると思います。 民法は社会生活の基本ルール。 生活や仕事をするうえで必要であり、これを知っているのと知らないのでは大きな差がでます。 民法を学んで、よりよく社会を生き抜こう！！